

令和8年度鹿嶋市上水道転換支援事業助成金交付及び加入金減免要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、定期的な水質検査が必要な飲用井戸から安全・安心な上水道への転換を図るため、飲用井戸から上水道に転換するための工事を行う者に対して、当該工事の費用を助成し、かつ水道加入金の減免をすることにより、上水道の普及を促進し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする「令和8年度鹿嶋市上水道転換支援事業助成金（以下「助成金」という。）及び加入金減免」につき、必要な事項を定めるものとする。なお、本助成金は、令和8年度茨城県上水道転換支援事業に係る補助金交付要綱に基づき、予算の範囲で実施するものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 飲用井戸等 鹿嶋市安全な飲料水の確保に関する条例（平成26年条例第3号）第2条第1項第5号において規定する飲用井戸等であって、実際に飲用に供している井戸等、及び鹿嶋市安全な飲料水の確保に関する条例第2条第1項第2号において規定する小規模水道のうち、同号ウの定めによって小規模水道に該当する、実際に飲用に供している水道設備をいう。
- (2) 上水道転換 飲用井戸等を利用する者が上水道に接続することをいう。
- (3) 水道加入者 上水道転換をしようとする者をいう（居住目的のものに限る。）
- (4) 工事費 鹿嶋市水道事業の管理する配水管への接続（宅内配管は除く。）に係る工事の費用をいう。
- (5) 指定給水装置工事事業者 鹿嶋市水道事業管理者の権限を担う市長（以下「管理者」という。）が水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項に基づき指定した者をいう。
- (6) 加入金 鹿嶋市水道事業給水条例（昭和57年条例第7号。以下「条例」という。）第35条第1項及び第2項に定める加入金をいう。

(助成金交付・加入金減免対象者)

第3条 助成金の交付及び加入金減免の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 指定給水装置工事事業者により飲用井戸等から上水道転換をする工事を行い、上水道に新規加入する者
- (2) 鹿嶋市に居住または転入予定であり、上水道を生活用水として使用する者
- (3) 令和8年4月1日から令和9年2月15日までの間に上水道転換に係る申請を提出し、また工事が完了する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は助成金の交付及び加入金減免の対象外とする。

- (1) 既に敷地内に上水道の引込をしている者

(2) 市税及び国民健康保険税に未納がある者

(助成金の交付対象事業等)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の対象事業、助成金額、加入金の減免額、対象期間は、別表1のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、条例第6条の規定による新設の申込と併せて、助成金交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項の申請書は、鹿嶋市水道事業給水条例施行規程（昭和57年水管規定第2号）第3条第1項に定める給水装置工事申請書と同時または給水装置工事申請書提出の後に提出するものとする。

3 管理者は、第1項の申請書に必要と認める書類を添付することができる。

4 助成金交付申請書の申請期限は、令和9年1月6日とする。

5 前項の規定にかかわらず、管理者が特に認めた場合は、当該申請を受理することができる。

(助成金の交付決定及び加入金の減免決定の通知)

第6条 管理者は、助成金の交付決定及び加入金の減免決定を行った場合は、交付決定通知書（様式第2号の1）にて通知するものとする。

2 管理者は、助成金の交付及び加入金の減免の申請の却下を行った場合は、助成金等交付申請却下通知書（様式第2号の2）にて通知するものとする。

(加入金の減免)

第7条 前条第1項による加入金の減免交付決定通知書を受けた者は、別表1のとおり加入金を減額することとする。

2 前条第2項による助成金等交付申請却下通知書を受けた者で水道加入を希望する者は、速やかに加入金を全額納付することとする。

(申請の取下げの期日)

第8条 申請者は、第6条第1項の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日までに助成金交付申請書を取り下げることができる。

2 前項の規定に基づき、助成金交付申請書の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付及び加入金の減免の決定は、なかったものとみなす。

(助成事業の計画変更)

第9条 申請者は、助成金交付申請書の内容を変更しようとするときは、遅滞なく助成事業等計画変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、文書によらないことができる。

2 管理者は、前項の変更申請を承認をしたときは、助成事業等計画変更承認通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(助成事業の中止等)

第10条 申請者は、助成事業を中止又は廃止するときは、助成事業中止（廃止）届出書（様式第5号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の中止又は廃止の届出を承認したときは、助成事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により当該届出者に通知するものとする。

3 助成金の交付の決定を受けた者は、助成事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその執行が困難になったときは、速やかに書面により管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

(助成金交付決定の取消し)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は管理者の命令若しくは指示に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、管理者が特に必要があると認めたとき。

2 管理者は、前項の規定により助成金の交付を取り消したときは、助成金交付決定取消通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

3 管理者は、第1項の規定により交付の決定を取り消したときは、必要に応じて助成金返還通知書及び加入金請求書（様式第8号）により申請者に助成金の返還及び加入金減免額の請求をするものとする。

(実績報告)

第12条 助成金の交付の決定を受けた者は、当該工事が完了した際は速やかに実績報告書（様式第9号）を管理者に提出するものとする。

2 管理者は、前項の申請書に必要と認める書類を添付させることができる。

3 実績報告書は、助成事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月15日のいずれか早い日までに管理者に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、管理者が特に認めた場合は当該実績報告を受理することができる。

(助成金の額の確定通知)

第13条 管理者は、実績報告書及び関係書類が提出されたときは、その内容を審査し、助成事業等成果調書を作成のうえ、適当と認めたときは交付すべき助成金等の額を確定し、助成金確定通知書（様式第10号）により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第14条 助成金の交付は、助成金の交付を受ける者が指定する金融機関の預金口座に振り込むことにより行うものとする。

2 助成金交付申請時に既に加入金を支払っていた場合は、前項と合わせて同口座に

返還を行うものとする。

- 3 申請者は、第1項の規定に基づき助成金交付の請求をしようとするときは、助成金交付請求書（様式第11号の1）にて管理者に請求するものとする。ただし、前項の加入金返還が生じる者においては、助成金交付請求書（様式第11号の2）にて管理者に請求するものとする。

（状況報告及び調査等への協力）

- 第15条 助成金の交付の決定を受けた者は、管理者が助成事業に関して報告を求めたとき、又は帳簿書類その他物件の調査をするときは、積極的に協力しなければならない。

（実績内容等の公開）

- 第16条 管理者は、助成事業の実績内容等を年度終了後2か月を経過した日から公開することができるものとする。

附 則

この告示は、令和8年10月5日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表 1（第 3 条関係）

助成対象事業	助成金額	加入金の減免額	助成期間
鹿嶋市が保有する 配水管への接続に 係る工事 ただし宅内配管部 分は除く。	転換 1 件につき 3 万円とする。	上水道転換 1 件に つき 3 万円 ただし、当該加入 金が 3 万円未満の 場合は当該加入金 の全額とする。	令和 8 年 4 月 1 日 から令和 9 年 2 月 2 8 日まで。

備考 助成額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは, これを切り捨てるものとする。